

2022 年 6 月 8 日
一般社団法人 新経済連盟

企業会計基準委員会 御中

「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対する意見

一般社団法人新経済連盟（所在地：東京都港区、代表理事：三木谷 浩史）は、2022 年 3 月 15 日付「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対して、以下の通り意見を提出する。

記

【質問 1】 基準開発の時期（第 9 項から第 26 項参照）について

（回答）

会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があることを踏まえ、速やかに基準開発を行う必要があると考える。

【質問 3】 資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点（第 38 項及び第 39 項参照）について

（回答）

ICO トークンの発行時において自己に割り当てた ICO トークンの会計処理について、第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない方法によるべきと考える。

（質問 1 及び 3 の回答に対する理由）

- ICO トークンの発行時において自己に割り当てたトークンの会計処理については、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（2018 年 3 月 14 日付）」において、「自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く」として対象外とされ、明確化されていない状況。
- このことが原因で、トークンを発行・保有する法人に対する監査が監査法人から忌避さ

れ、事実上監査を受けられない事態が生じており、我が国のトークンエコノミーの発展を阻害する一因となっている。

- さらに、日本の税制は基本的に会計に即した形で規定されることから、会計基準が定まっていないことが税制上の扱いの不明瞭さを招き、会計・税制上の扱いが明確なシンガポール等に多くのスタートアップ企業が流出するといった問題が生じている(※1)。
- 以上を踏まえ、自己に割り当てた ICO トークン（ガバナンストークンを含む）については、法人税法上、期末時価評価の適用除外となるよう検討を開始することを視野に、かかるトークンは会計処理の対象としない方法を採用すべきである(※2)。貴委員会において、速やかに基準の開発に着手されることを期待する。

(※1)

- 法人税法（第 61 条 2 項 3 項）及び 国税庁「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（2021 年 12 月 22 日付）」によると、法人が事業年度終了の時に有する暗号資産が「活発な市場が存在する暗号資産」に該当した場合は、時価法により評価した金額をもってその時における評価額とすると定められている。
- 一方、シンガポールでは、自社内で継続保有をする場合は売却まで課税繰り延べ扱いとされる。現行税制における「活発な市場が存在する暗号資産」への該当性の判断が難しいことと相まって、Web3.0 企業を中心に有望なスタートアップの国外流出が深刻化している。

(※2)

- 自民党「デジタル・ニッポン 2022（2022 年 4 月 26 日付）」においても、「ブロックチェーンエコノミーに適した税制改正」のなかで、「制度上の位置づけ・会計実務上の取扱いの明確化等を行った上で、（中略）税制改正や税制上の取り扱いの見直し等を行うべきである」と示されている。

以 上